

平成26年度 第20回庁議要旨

日時：平成27年1月26日（月）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 被災公共施設再建（廃止）方針の変更等について（財務部）

東日本大震災により被災した155の公共施設について、再建、廃止等に関する具体的な考え方や取組内容を示すため、平成24年8月に策定した「被災公共施設再建（廃止）方針」について、進行管理を通じ、被災公共施設の早期再建、効率的な施設整備、統廃合等を進めるもの。

(1) 主な内容

ア 方針の変更について（5施設）

取組の方向性を変更する必要が生じた以下の施設について方針の変更を行う。

No.	施設名称	担当部局	方針	
			変更前	変更後
1	牡鹿公民館	教育委員会 牡鹿総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 移転新築とし、移転場所は適地を選定する。 牡鹿体育館のホール機能を統合して整備する。 【方針分類】再建	<ul style="list-style-type: none"> 牡鹿保健福祉センター内に機能を移転する。 【方針分類】再建
2	雄勝B & G 海洋センター	教育委員会 雄勝総合支所	<ul style="list-style-type: none"> B & G財団に再建支援を要請する。 【方針分類】検討	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設を廃止し、新たな社会体育施設として、体育館、艇庫、グラウンドを整備する。 【方針分類】再建
3	牡鹿体育館	教育委員会 牡鹿総合支所	<ul style="list-style-type: none"> 移転新築する牡鹿公民館のホールと機能統合する。 【方針分類】廃止	<ul style="list-style-type: none"> 牡鹿交流センターの活用方法の検討と併せて、施設整備の必要性について検討する。 【方針分類】検討
4	門脇小学校	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「市立小・中学校適正規模・適正配置方針」及び「学校施設災害復旧整備計画」に基づき今後の方向性について検討を行う。 【方針分類】検討	<ul style="list-style-type: none"> 「石巻市立学校視閲災害復旧整備計画」に基づき石巻小学校と統合する。 【方針分類】廃止
5	学習等供用 施設上釜会館	生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設は廃止する。 当該施設立地地域の 	<ul style="list-style-type: none"> 規模を縮小し移転新築とし、移転場所は適地を選定する。

			集会施設を新たに整備する。 【方針分類】 検討	【方針分類】 再建
--	--	--	----------------------------	-----------

イ 施設の廃止について（1施設）

方針に基づく調整の結果、以下の施設について廃止する。

No.	施設名称	施設分類	担当部局
1	河北大川堆肥センター	環境・衛生関連施設	河北総合支所・産業部

ウ 方針の進行状況等について

(ア) 方針分類の状況

施設ごとの方針を方向性別に「再建」、「廃止」、「検討」の3つに分類。その内訳は、「再建」（68）、「廃止」（79）、「検討」（8）となり、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。なお、増減理由は上記アの方針変更に伴うものである。

前年度との比較

分類	平成25年度	平成26年度	増	減	差引増減
再建	66	68	2	0	2
廃止	79	79	1	1	0
検討	10	8	1	3	△2
合計	155	155	4	4	0

(イ) 方針の進行状況（平成27年3月31日見込）

方針で示した取組の進行状況を「進行中」、「終了」、「休止中」の3つに分類。上記ア、イの取組を踏まえた施設数は、「進行中」（59）、「終了」（82）、「休止中」（14）となり、前年度との比較増減は以下表のとおりとなっている。

なお、平成26年度に取組が終了又は終了見込の施設は「稲井支所」、「牧山市民の森」となり、逆に終了としていた「月浦観光レクリエーション施設」が、展望台整備に関する検討の必要性が生じたことから、進行中として取り扱うこととしている。

前年度との比較

分類	平成25年度	平成26年度	増	減	差引増減
進行中	60	59	1	2	△1
終了	81	82	2	1	1
休止中	14	14	0	0	0
合計	155	155	3	3	0

(2) 今後の予定

ア 方針の変更について

庁議終了後、方針変更に係る市長決裁

イ 施設の廃止について

平成27年市議会第1回定例会に関連議案を提案

ウ 方針の進行状況等について

平成27年度も引き続き進行管理を行い、方向性が検討されている施設については、方向性決定に向けた調整を実施。

2 「東日本大震災に係る津波被災区域の固定資産税等の課税免除の廃止」に伴う平成27年度以降の「市税条例による減免」対応について（財務部）

東日本大震災により被災した土地・家屋に係る「固定資産税及び都市計画税」の措置については、「津波で浸水したと見込まれる地域」の土地及び家屋の使用状況や社会資本復旧状況を総合的に勘案し、毎年度区域の見直しを図り、課税免除を適用してきたところであるが、当該措置は平成26年度を以って終了となる。

本市の災害復興・復旧には、今後も相当の時間を要することや、一部の区域については、使用が制限されている状況などから、引き続き被災者の負担の軽減を図っていく必要があるため、地方税法第367条等の規定に基づき、個々の土地・家屋の被害状況等に応じて、個別減免で対応を図るもの。

なお、個別減免を行う場合は、原則として納税義務者から申請書の提出を求める必要があるが、事務処理等の負担も多いことから、減免に関する手続きの簡素化（職権による減免）を図るため、市税条例等の一部改正を行う。

(1) 主な内容

ア 平成27年度の減免範囲

東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋のうち、市長が、当該年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税を減免することが適当と認めるもので、減免の対象は次のとおりとし、また、減免の割合は全部又は1/2とする。

(ア) 災害危険区域（全部又は1/2）

(イ) 被災市街地復興土地区画整理事業区域（全部）

(ウ) かさ上げ道路用地（全部）

(エ) 災害危険区域に指定されないものの同様と認められる区域（全部又は1/2）

(オ) 除塩作業が完了していない農地（全部）

イ 減免申請書の省略

減免の要件として規定（市税条例第71条第1項第3号）している「災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」に、「東日本大震災に係る津波被害を受けた固定資産税」も該当するものとし、「市長が減免することが適当と認めるもの」に限り、「減免申請の提出を要しない」ことを新たに規定する。

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

3 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金の設置について（復興事業部）

土地区画整理事業の清算金とは、換地を定めない場合又は換地相互間に不均衡が生じた場合に、その不均衡を金銭の交付及び徴収によって調整するものであり、清算金は事業の完了（換地処分）後に金額が確定する。

ただし、土地区画整理事業の施行者（本市）は、土地（仮換地）を早期に使用収益させる場合、又は早期に使用収益権を停止させる場合など、必要なときは、換地処分前に仮清算金を徴収又は交付することができることから、石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金を設置し、平成26年度から徴収する仮清算金を積み立て、後年度（平成27年度以降）に必要なに応じて交付する仮清算金及び換地処分後に交付する清算金の一部に充当するもの。

(1) 主な内容

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金条例を制定し、以下のことを規定。

- ア 基金の設置目的
 - イ 積み立てる額（当該年度の予算で定める額の範囲内）
 - ウ 基金に属する現金の管理
 - エ 運用益金の処理
 - オ 基金の処分
 - カ 繰替運用
 - キ 市長への委任（条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項を別に定めること。）
- (2) 今後の予定
- ア 平成27年市議会第1回定例会に条例を提案
 - イ 施行予定年月日 公布の日

4 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業に上釜南部地区及び下釜南部地区を加えることについて（復興事業部）

上釜南部地区及び下釜南部地区は、震災復興基本計画において市街地の面的整備を行うことと位置付けており、災害危険区域に指定されているため、非可住地として産業系の土地利用を図ることとしている。被災前は、住・工・農が混在した不正形な街区形状に加え、幅員の狭い道路や未整理な交差点、行き止まりの道路が散在していた。

産業系の土地利用を図るべく、脆弱な都市基盤の整備と土地の再編・集約を効果的に実現するため、上釜南部地区及び下釜南部地区において土地区画整理事業を実施するもの。

(1) 主な内容

上釜南部地区及び下釜南部地区の土地区画整理事業を実施するため、「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」の一部を改正する。

別表第1（事業の名称及び施行地区に含まれる地域の名称）及び別表第2（土地区画整理審議会の名称、委員の定数）に上釜南部地区及び下釜南部地区に関する事項を追加する。

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
- イ 施行予定年月日 上釜地区及び下釜地区被災市街地復興土地区画整理事業計画決定の公告の日とする。

5 災害危険区域内で買取りした土地の有効活用について（復興事業部・総務部）

防災集団移転促進事業により災害危険区域内の被災元地の買取りを進めており、その一部は復興事業用地にするほか、将来的には公用又は公共の用に供さない土地が多数存在することが見込まれることから、土地の有効活用を図るため、貸付け及び売却処分に関する事項を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 対象財産

災害危険区域内における防災集団移転促進事業等により取得した土地（被災市街地復興土地区画整理事業地内を除く。）と東日本大震災により被災した公共施設の跡地等
※被災市街地復興土地区画整理事業地内の土地の取り扱いについては、関係部署で継

続協議し決定することとする。

イ 活用方法

(ア) 貸付け

(イ) 売却処分

ウ 借受人又は買受人の決定方法

原則、公募による。公募にあたっては、随時受付し、毎月の締切日をもって審査を行い、重複申し込みの場合には抽選により決定する。

ただし、国、他の地方公共団体において、公用又は公共用等の用に供するとき。公共用地の取得（市内の復興事業に関する国、県の公共用地取得を含む。）に伴う代替地として提供するとき、公共事業に係る現場事務所、資材置場等として使用する場合など、公募によらないことができるものとする。

(ア) 第1回目公募 地元の個人又は法人を対象とする。

※地元とは、原則、被災した居所又は事業所等が所在する浜単位とする。

ただし、市街中心部については市内全域とする。

(イ) 第2回目公募 特に制限をしない。

エ 貸付方法

(ア) 貸付期間

a. 建物所有を目的としないも（駐車場、資材置場等） → 10年未満

b. 建物所有を目的とするもの（事業所・作業場等の設置）→ 10年以上30年未満

(イ) 貸付料算定率

平成27年4月1日から平成57年3月31日までの30年度の間、算定率を1.4%とする。ただし、公有財産貸付料算定基準1「3電柱その他」及び「4郵便差出箱及び新書便差出箱」で規定するものを除く。

また、企業立地等促進条例第5条に規定する指定企業者に対する貸付けについては、減額貸付期間終了後は、本制度を適用する。

オ 売却処分価格

当分の間、防災集団移転促進事業（被災元地買取）により復興交付金で取得した土地の価格を処分価格とする。

カ 借受人又は買受人の資格

市町村税の滞納がないこと。

キ その他

貸付け及び売却処分にあたっては、応募方法、当選者の決定方法、契約に関すること等必要な事項を定めた実施要領を作成する。

(2) 今後の予定

ア 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正、要綱等の制定

イ 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

ウ 施行予定年月日 平成27年4月1日

6 道の駅・上品の郷の施設利用料金設定基準の改定について（河北総合支所・産業部）
—継続審議—

7 石巻市ものうデイサービスセンター及び石巻市ものう在宅介護支援センターの無償譲渡

について（桃生総合支所・健康部）

当該施設は、平成10年度に社会福祉法人東北福祉会が設置する特別養護老人ホーム「せんだんの杜ものう」との合築により整備し、現在は同法人が指定管理者として適正な管理運営を行っているが、同法人から当該施設の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、当該施設を同法人に無償譲渡することにより、地域の高齢者等の総合サービスセンターとして、より積極的な活用を図るとともに、本市として当該施設の今後の維持管理費の削減を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 設置年月 平成11年3月
- イ 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建て
- ウ 敷地面積 11,625.12㎡
- エ 建物面積 3,530.91㎡（うち市所有分：333.23㎡）
- オ 市所有分内訳

(ア) ものうデイサービスセンター

- ・面積：240.79㎡
- ・施設内容：相談室、事務室、仮眠室、食堂、日常訓練室、和室、浴室、厨房
下処理室、食品庫、栄養士室、トイレ、機械室、消火ポンプ室

(イ) ものう在宅介護支援センター

- ・面積：92.44㎡
- ・施設内容：事務室、機械室、消火ポンプ室

※土地については無償貸付対応とする。

※参考

区分	デイサービスセンター	在宅介護支援センター	計
年間利用者数	延べ2,585人	延べ3,072人	延べ5,657人
年間維持費	1,179千円	588千円	1,767千円
事業費(H10年度)	73,423千円	24,930千円	98,353千円
財源内訳			
補助金	37,484千円	14,414千円	51,898千円
地方債	33,100千円	8,200千円	41,300千円
一般財源	2,839千円	2,316千円	5,155千円

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に関連議案を提案
- イ 平成27年4月 無償譲渡

8 石巻市給人町老人憩の家の無償譲渡について（桃生総合支所・福祉部）

当該施設は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和51年度に建設され、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する給人町2・3管理委員会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について説明した結果、同委員会から当該施設の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、無償譲渡し、地域コミュニティのさらなる醸成及び地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 設置年月 昭和52年3月
- イ 土地 面積：465.00㎡

※土地は普通財産の無償貸付とする

- ウ 建物構造 木造平屋 床面積：137.70㎡
エ 施設内容 大会議室（和室18帖）2部屋、控室（和室6帖）、談話室（和室8帖）
調理室・トイレ・ホール・倉庫

※参考

- ・年間利用者数 延べ355人（平成25年度）
- ・年間維持費 平成25年度 62,301円（電気・水道・ガス・灯油代等）
- ・建設事業費 7,854千円 財源内訳 補助金：2,500千円
寄付金：1,300千円
一般財源：3,854千円

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に関連議案を提案
イ 平成27年4月 無償譲渡

9 石巻市裏永井老人憩の家の無償譲渡について（桃生総合支所・福祉部）

当該施設は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和55年度に建設され、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する裏永井部落会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について説明した結果、同部落会から当該施設（敷地を含む）の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、無償譲渡し、地域コミュニティのさらなる醸成及び地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

- ア 設置年月 昭和56年3月
イ 土地 面積：861.00㎡（昭和55年6月16日寄附）
ウ 建物構造 木造平屋 床面積：96.28㎡
エ 施設内容 談話室（和室12.5帖）2部屋、会議室（和室6帖）、
調理室・トイレ・ホール・倉庫

※参考

- ・年間利用者数 延べ140人（平成25年度）
- ・年間維持費 平成25年度 55,792円（電気・水道・ガス・灯油代等）
- ・建設事業費 7,703千円 財源内訳 補助金：2,500千円
寄付金：2,000千円
一般財源：3,203千円

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に関連議案を提案
イ 平成27年4月 無償譲渡

10 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の拡充について（福祉部）

石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の受付開始から1年半が経過し、住宅再建の状況を検証した。被災者の住宅再建は、甚大な津波被害により沿岸部から内陸部への移転が急激に進んでいる。この影響により、市内内陸部では地価高騰の現象を引き起こし、市内沿岸部、特に災害危険区域から市外へ移転する傾向が強くなっていると同時に、住宅

再建に対する意思を未だ明らかにしていない市民が多く、また、事業実績に基づいて行った予算執行予測では、財源となる震災復興基金に大幅な執行残が発生する見込みとなった。

内陸部の地価高騰、浸水区域の人口流出へ対応し、本補助金の目的である「市内への定住促進及び被災者間の支援格差の解消」をより推進するもの。

(1) 主な内容

石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業について、次の通り補助内容を拡充する。

ア 建設・購入の利子補給補助の上限額を300万円から444万円へ引き上げる。

イ 建設・購入の取得費用補助の上限額を150万円から250万円へ引き上げる。

ウ かさ上げ補助の補助率を対象経費の2分の1から1分の1へ引き上げる。

※上限額の100万円は変わらず

エ 補修の費用補助（借入なしの場合）の補助率を対象経費の2分の1から1分の1へ引き上げる。

※上限額の100万円は変わらず

※いずれも、事業拡充に伴う差額分の支給を遡及して行う。

(2) 今後の予定

ア 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付要綱の改正

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

1.1 プレハブ仮設住宅の什器備品の無償譲渡について（福祉部）

宮城県及び本市が整備したプレハブ仮設住宅の備品については、以前より入居者等から譲渡についての要望があったが、本市としては、今後、仮設住宅の集約が見込まれることから実施していない状況にあった。

しかし、仮設住宅の管理者である宮城県が備品の無償譲渡について認めたことや本市以外の被災市町が既に無償譲渡を実施していること、また、復興公営住宅への本格入居が始まること等から、プレハブ仮設住宅の家具什器備品の有効活用を図り、入居者の生活再建の一助とするもの。

(1) 主な内容

ア 実施対象団地：全団地

イ 譲渡対象物品：エアコン、電気ストーブ・電気コタツ、電気カーペット、照明器具、コンロ、カーテン、郵便受け、物置及び消火器

ウ 譲渡の対象者：平成26年4月1日以降の退去世帯

エ 譲渡の前提条件

(ア) 仮設住宅団地、棟若しくは住戸単位で、県(若しくは市)が不用決定又は不使用判断がなされた場合

(イ) 希望者が入居していた仮設住宅の物品を、自らが移転先の住まいで継続して使用すること

(ウ) 希望者が物品譲渡申請書を提出し、県(若しくは市)が譲渡決定をした場合

(エ) 備品の不具合に係る瑕疵担保保証なし、備品の取外し及び設置費用の個人負担、現状引渡し

オ 受付開始日：平成27年2月16日（月）

カ 手続きの流れ

①譲渡申請書の受付・進達(県)

②譲渡契約書等の受領

③譲渡物品引き渡し

④物品受領証の受領・送付(県)

(2) 今後の予定

- ア 平成27年2月 仮設住宅の什器備品の無償譲渡に関する事務取扱要領施行
一部受付開始
- イ 同年4月 全部受付開始

1.2 子ども・子育て支援新制度に伴う地域子ども・子育て支援事業について(福祉部)

子ども・子育て支援新制度において、「子ども・子育て支援事業計画」に掲げた事業のうち、新規事業や制度が変更となった事業を円滑に実施するために、必要な要綱を整備するもの。

(1) 整備する要綱

ア 石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱(新規)

(ア) 主な事業内容

・総合的な利用者支援

子育て支援サービスが必要な方に、最も適したサービスが提供できるよう教育・保育施設及び子育て支援事業内容等の情報を集約し、子育て中の保護者へ情報提供をするとともに、子育てに関わる相談業務を行なう。

・地域連携

地域の子育て家庭より相談等があった場合には、適切な機関に繋げるように子育て支援等の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う。なお、地域連携の体制づくりや会議の設定については、市が機能を果たす。

※地域連携関わる機関として、児童相談所、保健所、医療機関、児童委員、教育委員会、学校、子ども支援のNPO法人等を想定している。

・対象

18歳未満の子どもがいる子育て家庭及び妊娠している方

・実施主体

石巻市

※平成27年度は、基本型1か所(委託)、特定型1か所(子育て支援課)

イ 石巻市一時預かり事業実施要綱(新規)

(ア) 主な事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的な保育を行う。

・一時預かり実施区分

一般型 : 保育所において一時的に預かるもの

幼稚園型 : 認定こども園又は私立幼稚園において一時的に預かるもの

※ただし、私立幼稚園の一時預かりの実施については、事業者が現行制度(私学助成)と幼稚園型(補助金)の選択ができる。

・利用日及び利用時間 : 実施施設の開設日及び開設時間とする。

・実施主体 : 石巻市

※一般型 : 鹿妻、二俣、北村保育所(公立)、なかよし保育園(委託) ←現行どおり

幼稚園型 : 湊こども園(公立)、栄光、長浜、万石浦幼稚園(委託) ←新規

・その他

石巻市一時保育事業実施要綱及び石巻市一時保育事業事務取扱要領は廃止する。

ウ 石巻市延長保育事業実施要綱(一部改正)

(ア) 主な事業内容

保育所入所の乳幼児が、やむを得ない理由により、あらかじめ定められた保育園

利用時間を超えて保育が必要なときに保育時間を延長して保育を行う。

(イ) 改正理由

新制度において保育所を利用する児童は保育の必要性をはかり、保護者の就労状況等によって、保育標準時間（最大11時間保育）と保育短時間（最大8時間保育）に区分し認定することとなり、短時間保育認定で8時間を超える保育が必要な場合は、延長保育として対応することが国から示された。

そのため、本要綱において、開所時間内の延長保育と開所時間外の延長保育を区分するために一部改正する。

エ 石巻市延長保育事業補助実施要綱（新規）

(ア) 主な事業内容

私立認可保育所及び小規模保育事業において、11時間の開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施する事業者に対して、延長時間に応じた補助金を交付する。

(イ) 補助基準額等

補助対象事業の補助基準額、補助対象経費、補助率及び実施方法については、国の補助要綱を基本とする。

オ 石巻市地域子育て支援拠点事業実施要綱（新規）

(ア) 主な事業内容

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てについての助言、子育て及び子育て支援に関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

・対象

地域子育て支援事業の対象者は、主として概ね3歳未満の児童及び保護者

・開設日・開設時間等

週3日以上（公設は5日以上）、かつ1日5時間以上開設する。

・実施主体

石巻市

※現行の子育て支援センターは継続実施（公立7箇所、委託1箇所）

※平成27年度に市内西部に委託として2箇所設置予定

・その他

石巻市子育て支援センター事業実施要綱は廃止する。

カ 石巻市病児保育事業補助実施要綱（新規）

(ア) 主な事業内容

一般の保育所では保育が難しい病気の回復期にある児童の一般的な保育を実施する事業者に対して運営費の補助を行う。

(イ) 補助対象

病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育し、年間延べ利用児童数が10人以上であること。

(ウ) 対象児童

病気の回復期にあり、集団保育が困難な、おおむね10歳未満の児童とする。

(エ) 補助基準額等

補助対象事業の補助基準額、補助対象経費、補助率及び実施方法については、国の補助要綱を基本とする。

(2) 今後の予定

平成27年4月 地域子ども・子育て支援事業関係要綱施行

1.3 石巻市営住宅管理運営基金の設置について（建設部）

現在整備を進めている復興公営住宅が完成すると、既存住宅と合わせて5,000戸を超える市営住宅を管理することとなるが、住宅の維持管理に多額の費用を必要とすることから、後年度の負担増に備え、基金を設置するもの。

(1) 主な内容

石巻市営住宅管理運営基金条例を制定し、以下のことを規定。

ア 基金の設置目的

市営住宅等の整備、修繕、改良及び管理並びに入居者福祉の向上を図るために、基金を設置する。

イ 積み立てる額

当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

ウ 基金に属する現金の管理

エ 運用益金の処理

オ 基金の処分

設置目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り、処分することができる。

カ 繰替運用

キ 市長への委任

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

1.4 石巻市かなんパークゴルフ場の指定管理者について（教育委員会）

石巻市かなんパークゴルフ場は平成17年のオープンから指定管理者制度を導入し、5年ごとに更新して管理運営を行ってきたところであるが、本年3月末をもって2期目の指定管理期間が満了となるため、これまでと同様に民間事業者等の専門性や創意工夫を活かすことにより、市民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的かつ効果的な運営を図るもの。

(1) 主な内容

ア 施設の概要

(ア) 指定施設 石巻市かなんパークゴルフ場（石巻市北村字太田沢9番地2）

(イ) 施設概要

- ・開設年月日 平成17年7月1日
- ・敷地面積 75,000㎡
- ・主な施設 コース36ホール（1,848m）
管理棟、休憩所、屋外トイレ、駐車場等

イ 指定管理者の募集について

(ア) 募集期間 平成26年11月19日から平成26年12月18日まで

(イ) 申請者数 1者

ウ 指定管理の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

エ 選定委員会の実施について

(ア) 選定委員 6名

(イ) 開催年月日 平成26年12月25日（第1回）

平成27年 1月 8日（第2回）

(ウ) 選定方法

申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、提出された事業計画書等についての書類審査を行い、採点方式により第1順位から第3順位までの候補者を選定す

る。

(エ) 選定結果

申請のあった1者を審査した結果、適格と認め「有限会社ふれあいパーク」を指定管理候補者として選定した。

(2) 今後の予定

平成27年第1回定例会に関連議案を提案

15 「介護報酬引き下げ等に伴う」第6期介護保険事業計画（案）の見直しについて（健康部）

介護報酬については、平成27年度から平均2.27%引き下げられることが平成27年1月11日に閣議決定された。また、消費税による公費を投入して、平成27年4月1日から低所得者の介護保険料軽減が強化されることとされていたが、消費税10%への引き上げが平成29年4月に延期され、当初予定されていた低所得者に対する軽減の段階的実施が決定された。

このため、介護サービス給付及び介護保険料を見直し、第6期介護保険事業計画（案）の一部を変更するもの。

(1) 主な内容

ア 介護報酬の引き下げに伴う介護保険料の見直し

介護保険料基準額 見直し前：月額5,400円→見直し後：月額5,200円

イ 消費税の引き上げが遠位されたことに伴う低所得者に対する介護保険料軽減強化の段階的実施

<参考>第6期介護保険事業計画（案）の介護保険料

【見直し後】

区分		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
政令で定める基準額に対する割合		0.50	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70
軽減後の基準額に対する割合	H27・H28	※ 0.45	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70
	H29	0.30	0.50	0.70						
第6期保険料		2,600円	3,900円	3,900円	4,680円	5,200円 (基準額)	6,240円	6,760円	7,800円	8,840円
	H27・H28	2,340円								
	H29	1,560円	2,600円	3,640円						

※ 低所得者を対象とした公費による保険料の軽減強化は、平成27年度予算成立後に関係政令が公布される予定

【見直し前】H27年度～H29年度

区分		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
軽減後の基準額に対する割合		0.30	0.50	0.70	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70
第6期保険料		1,620円	2,700円	3,780円	4,860円	5,400円 (基準額)	6,480円	7,020円	8,100円	9,180円

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に条例一部改正を提案
- イ 施行予定年月日 平成27年4月1日
- ウ 平成27年市議会第2回定例会に条例一部改正（軽減割合）を提案予定
- エ 施行予定年月日 公布の日、平成27年4月1日遡及適用
- オ 平成27年市議会第2回定例会に低所得者の軽減に伴う補正予算を計上予定

[報告事項]

1 東日本大震災石巻市追悼式開催について（総務部）

震災の犠牲となられた方々に対し、哀悼の意を捧げるとともに、最大の被災地から「世界のモデル都市石巻」の実現を目指していく決意を新たにするため、市主催の追悼式を開催するもの。

(1) 追悼式典

- ア 開催日時 平成26年3月11日（火）午後2時40分～午後4時
- イ 場所 河北総合センター
- ウ 形式 無宗教形式とし、祭壇の慰霊塔に参列者が献花する。
- エ 主な内容 <<国式典の模様を放映>>
 - 国歌斉唱
 - 黙祷（午後2時46分）
 - 式辞（内閣総理大臣）
 - 天皇陛下おことば<<国式典放映終了>>
 - 追悼合唱
 - 式辞（市長）
 - 追悼の辞
 - 御遺族代表のことば
 - 献花
- オ 交通手段 各総合支所、支所、石巻駅前、大規模な仮設住宅から会場まで送迎バスを運行する。
- カ 献花場 献花時間は、午前8時30分～午後5時
 - 本庁地区：本庁舎4階（庁議室）
 - 雄勝地区：雄勝総合支所仮設庁舎
 - 河南地区：遊楽館
 - 桃生地区：桃生総合支所庁舎
 - 北上地区：北上保健医療センター
 - 牡鹿地区：牡鹿保健福祉センター
- キ 周知方法 市報、新聞、ラジオ等で市民に周知する。
- ク その他
 - ・献花用の花は市で準備する。
 - ・市民や企業等に対し、式典当日の半旗の掲揚及び地震発生時刻の午後2時46分の黙祷を呼び掛ける。
 - ・御遺族に対し、追悼式開催の案内状を送付する。

2 防災週間及び第3回国連防災世界会議について（総務部）

石巻市防災基本条例に基づき、平成27年3月11日から17日までを防災週間として設け、同年3月14日から18日までの間に仙台市を主会場として開催される第3回国連防災世界会議との取り組みとタイアップしながら、防災意識の高揚及び震災の伝承を図る各種事業を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 防災週間（平成27年3月11日～17日）

(ア) （仮称）防災週間モニュメント設置イベント

防災意識の高揚及び震災の伝承を図るため、学校や子どもセンターを対象とし、毎年、1施設づつローテーションしながら、子どもたちによる「後世に津波の脅威を伝えるモニュメント」のデザイン・製作・設置を行う。

- ・設置月日 平成27年3月11日（水）午前
- ・設置場所 石巻市子どもセンター「らいつ」

(イ) （仮称）石巻市防災シンポジウム・展示会

防災意識の高揚及び震災の伝承を図るとともに、国連防災世界会議パブリック・フォーラム（関連事業）として位置づけ、市民、企業及び防災関係団体等と連携し、シンポジウム（講演・パネルディスカッション等）及び展示会（防災・減災・BCP関連展示等）を行う。

- ・開催月日 平成27年3月15日（日）
- ・開催場所 石巻専修大学

イ 第3回国連防災世界会議（平成27年3月14日～18日）

(ア) スタディツアー（被災地公式視察）

国連防災世界会議参加者が当市の被災・復旧・復興状況等の視察を行う。

- ・視察月日 平成27年3月16日（月）午後
- ・ツアー名 （仮称）津波被災地・石巻における人々のなりわいの復興
- ・視察先 日和山公園、日本製紙石巻工場、門脇小学校（車窓）、水産物地方卸売市場（車窓）、宮城エクスプレス、復興情報交流館
- ・参加人数 定員39名（バス1台）

(イ) 展示会

国連防災世界会議一般来場者に向け、展示ブース出展及びプレゼン発表等を行う。

[展示ブース]

「石巻3.11未来への伝承」を展示タイトルとし、本市作成の「東日本大震災記録DVD」の上映、みらいサポート石巻の「石巻津波伝承ARアプリ」及びイトナブの「防災教育に役立つ体験型アプリ」の展示デモを行う。

- ・展示期間 平成27年3月14日（土）～18日（水）
- ・展示会場 せんだいメディアテーク

[プレゼン発表]

「雄勝法印神楽の復興までの軌跡」をテーマとし、雄勝法印神楽の公演を行う。

- ・実施日時 平成27年3月14日（土）午前10時～
- ・実施会場 せんだいメディアテーク

以上